

平成27年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成27年9月8日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	11番	井崎好信
2番	前田弘次郎	12番	大串弘昭
3番	溝口誠	13番	内野さよ子
4番	大串武次	14番	西山清則
5番	吉岡英允	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟
10番	秀島和善		

2. 不応招議員は次のとおりである。

6番 片渕 彰

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島健一	副町長	百武和義
教 育 長	江口武好	総務課長	本山隆也
企画財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
住民課長	渕上隆文	保健福祉課長	井崎直樹
長寿社会課長	片渕敏久	生活環境課長	門田藤信
水道課長	山口弘法	下水道課長	堤正久
産業課長	鶴崎俊昭	6次産業専門監	矢川又弘
農村整備課長	大串靖弘	建設課長	荒木安雄
会計管理者	小池武敏	学校教育課長	小川豊年
生涯学習課長	松尾裕哉	農業委員会事務局長	一ノ瀬美佐子
代表監査委員	吉村秋馬		

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉岡正博
議事係長	久原雅紀
議事係書記	香月良郎

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

12番	大串弘昭	13番	内野さよ子
-----	------	-----	-------

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案上程（提案理由の説明）
- 日程第4 報告第4号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 報告第5号 只江川スポーツパークに関する報告について
- 日程第6 報告第6号 債権の放棄について
- 日程第7 報告第7号 平成26年度白石町一般会計継続費の精算報告について
- 日程第8 議案上程（内容の説明）

9時30分 開会

○白武 悟議長

ただいまから平成27年第3回白石町議会9月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

申し上げます。片渕彰議員から本定例会に欠席の申し出がっておりますので、報告いたします。

諸般の報告を行います。

各報告書、資料等につきましては、事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いいたします。

また、監査委員からの月例出納検査の報告も同じく配付しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

また、町長から佐賀西部広域水道企業団議会の報告がっております。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席の要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、大串弘昭議員、内野さよ子議員の両名を指名いたします。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期については、去る8月31日の議会運営委員会において、今期定例会に上程される議案等の件数及び一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しております会期日程案のとおり本日から9月18日までの11日間にしたいと存じます。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本日から9月18日までの11日間に決定いたしました。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、町長より議案が提出されております。これは皆様に配付しております一覧表のとおりです。決算の認定6件、条例及び契約5件、補正予算6件、以上17件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

おはようございます。本日平成27年第3回白石町議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第42号から第47号までの6件は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、農業集落排水特別会計、特定環境保全公共下水道特別会計及び水道事業会計の平成26年度決算の認定に関する議案でございます。この概要は、後もって会計管理者と担当課長が御説明いたします。

次に、条例案件が4件でございます。

議案第48号「白石町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」及び議案第49号「白石町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」は、マイナンバー制度に関して行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の公布及び施行に伴い、本町の関連条例の改正を行うものでございます。

議案第50号「白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について」は、佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の制定に伴い、一般廃棄物処理手数料の改正を行うものでございます。

議案第51号「白石町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について」は、農業集落排水事業区域内における新規加入金の区分に事業所等を追加するための改正を行うものでございます。

続きまして、議案第52号「平成27年度白石町内小中学校教育用・校務用パソコン等購入契約について」は、議会の議決に付すべき契約に該当するため提案するものであります。

次に、予算案件ですが、議案第53号「平成27年度白石町一般会計補正予算（第3号）」、議案第54号「平成27年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第55号「平成27年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議案第56号「平成27年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」、議案第57号「平成27年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）」、それに議案第58号「平成27年度白石町水道事業会計補正予算（第1号）」、以上の6件につきましては、それぞれ予算の所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案については以上のおりでございます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明させます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いをいたします。

以上でございます。

○白武 悟議長

次に、議案第42号から議案第46号までの決算の認定について説明を求めます。

○小池武敏会計管理者

おはようございます。

それでは、私のほうから平成26年度白石町各会計の歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条の規定によりその概要を御説明をいたします。

なお、決算書につきましては、自治法第233条第1項及び自治法施行令第166条により歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書といたします。

まず、平成26年度白石町一般会計歳入歳出決算でございますが、決算書の1ページをお開きお願いしたいと思います。

歳入のうち主な項目について御説明をいたします。

1 款町税の収入済額21億1,223万5,412円で、町税全体で前年度より4,964万3,748円の減額となっております。なお、年度中の不納欠損額につきましては343万7,906円で、収入未済額につきましては5,391万5,830円となっております。

2 ページをお開きください。

10 款地方交付税につきましては55億904万8,000円で、前年度より1億5,066万4,000円の減額となっております。また、歳入全体の44.3%を占めており、この減額につきましては、普通交付税の分となっております。

12 款分担金及び負担金でございますが、収入済額が2億2,312万9,092円でございます。収入未済額につきましては、県営暗渠排水事業分担金、保育料となっております。

15 款県支出金でございますが10億1,572万6,396円でございます。漁業経営構造改善事業補助金の増などで、昨年度より2億747万678円の増額となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

17款寄附金でございますが、収入済額が978万7,585円の決算額となっております。このうちふるさと寄附金につきましては751万1,000円となっております。

20款諸収入でございますが、3億6,406万3,728円となっております。なお、収入未済額につきましては954万1,864円となっております。その内訳としましては、学校給食費並びに町営住宅の共益費でございます。

21款町債でございますが7億4,990万円で、前年度より8,550万円の減額となっております。歳入合計につきましては、収入済額124億4,339万8,776円の決算となっております。

次に、4ページをお開きください。

歳出につきましては、主な項目について御説明をいたします。

2款総務費では支出済額が18億8,298万9,970円で、減債基金等の積立金の減などで前年度より4億6,701万1,635円の減額となっております。なお、がんばる地域交付金を活用しての町道の整備や施設の改修等を行っております。

3款民生費でございますが支出済額37億395万6,551円で、保育園の公設民営化委託料あるいは須古保育園の施設整備補助金の増などで、前年度より4億1,268万2,435円の増額となっております。

6款農林水産業費でございますが、14億2,893万9,620円で歳出の11.9%を占めております。主な内容としましては、6次産業推進事業への取り組みでありますとか、新有明漁港につきましては、整備完了というふうな形になっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

7款商工費でございますが、1億1,310万1,271円の決算額となっております。白石ブランド確立対策事業などで農産物等のPRに努めております。

8款土木費でございますが、5億4,446万6,748円となっております。住民協働の環境整備事業でありますとか、橋梁や町営住宅などの施設の長寿命化などに取り組んでおります。

10款教育費でございますが9億8,733万1,284円で、全体の8.3%を占めております。移動パソコン教室などの教育環境の整備や町民交流のスポーツ大会などに取り組んでおります。

6ページをお開きください。

公債費を含めて歳出合計につきましては、支出済額119億6,644万4,194円となっております。歳入歳出差し引き額につきましては4億7,695万4,582円で、同額を翌年度に繰り越しをいたしております。

次に、156ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。これにつきましては、歳入総額から歳出総額を差し引きました額が4億7,695万4,582円となり、翌年度に繰り越すべき財源としまして繰越明許費繰越額が3,979万9,000円となり、これを差し引きました実質収支額につきましては4億3,715万5,582円の決算額となっております。

次に、157ページをお開きください。

平成26年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要を御説明をいたします。

まず、歳入につきましては、1款国民健康保険税では収入済額8億3,661万8,953円で、歳入全体の23.6%となっております。不納欠損額につきましては1,122万5,158円、収入未済額でございますが1億801万76円の決算となっております。昨年度より7,528万4,828円の減額となっております。

4款国庫支出金でございますが9億3,526万162円で、歳入全体の26.4%を占めております。

6款前期の高齢者交付金でございますが5億6,067万3,180円で、15.8%を占めております。

8款共同事業交付金でございますが5億2,242万6,503円で、14.8%を占めております。

次ページ、158ページをお開きください。

10款繰入金でございますが2億8,596万1,304円で、一般会計からの追加の財政支援等もありまして、前年度比8,570万4,810円の増額となっております。歳入合計といたしまして35億3,824万6,686円で、予算に対する収入済額の割合は93.2%となっております。

次に、159ページの歳出でございます。

2款保険給付費でございますが23億1,248万9,815円で、歳出全体の62.4%を占めております。昨年度より1,854万1,284円の減額となっております。

3款後期高齢者支援金等でございますが4億81万7,244円で、10.8%を占めております。

7款共同事業拠出金でございますが5億3,980万4,264円で、昨年度より3,460万6,136円の増額となっております。

160ページをお開きください。

13款前年度繰上充用金でございます。1億8,952万3,263円で歳出合計が37億530万3,966円となりまして、歳入歳出差し引き額につきましては1億6,705万7,280円の歳入不足となりまして、翌年度の歳入繰上充用金といたしまして、同額で歳入不足を補填をいたしております。

次に、181ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額がマイナス1億6,705万7,280円で、実質収支額についても同額となっております。

次に、183ページをお開きください。

平成26年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして御説明をいたします。

歳入の1款後期高齢者医療保険料につきましては収入済額1億7,576万2,037円で、歳入合計の57.7%を占めております。また、収入未済額につきましては83万1,763円となっております。

3款繰入金でございますが1億2,761万5,451円で、歳入合計が3億459万9,293円の決算額となっております。

次に、184ページをお開きください。

歳出でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、支出済

額が3億269万8,465円でございます。歳出合計3億404万3,514円で、歳入歳出差し引き額は55万5,779円の決算となり、これにつきましては次年度に繰り越しをいたしております。

次に、190ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引きました額が55万5,779円で、実質収支額も同額となっております。

次に、191ページをお開きください。

平成26年度白石町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。

まず、歳入でございますが、2款使用料及び手数料につきましては4,935万1,678円で、昨年度より542万9,656円の増額となっております。

5款繰入金でございますが1億8,356万4,519円で、昨年度より2,107万7,338円の増額となっております。

192ページをお開きください。

歳入合計は2億4,292万623円の決算となっております。

次のページ、193ページ、歳出でございますが、2款施設管理費では6,432万8,136円で、昨年度より997万4,658円の増額となっております。

また、3款施設整備費でございますが、施設の機能強化事業に取り組みをしております。

4款公債費でございますが1億6,235万9,320円で、昨年度より669万9,227円の増額となり、歳出合計につきましては2億4,068万5,490円となりまして、歳入歳出差し引き額が223万5,133円で、翌年度へ同額を繰り越しをいたしております。

次に、203ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引きました額につきましては223万5,133円で、実質収支額についても同額となっております。

次に、205ページをお開きください。

平成26年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出決算の御説明をいたします。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金では収入済額が2,681万6,500円となっております。

3款国庫支出金では3億9,222万円で、昨年度より7,095万2,000円の減額となっております。

7款諸収入では2,668万9,608円となりまして、その主なものといたしましては消費税の還付となっております。

8款町債でございますが4億9,500万円で、昨年度より7,333万円減額となっております。

続きまして、次ページ、206ページをお開きください。

歳入合計で9億8,638万7,404円の決算額となりました。

次に、207ページの歳出でございます。

3款公共下水道費でございますが9億1,883万3,038円、昨年度より1億7,081万4,647円の減額となっております。なお、これにつきましては、1億400万円を翌年度

に繰り越しをいたしまして事業の進捗を図ることといたしております。歳出合計が9億8,203万5,375円で、歳入歳出差し引き額につきましては435万2,029円で、同額を翌年度に繰り越しをいたしております。

続きまして、217ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引きました額が435万2,029円となりまして、実質収支額につきましても同額となっております。

なお、詳細につきましては、添付をいたしております決算事項別明細書、それから決算説明報告書等のお目通しをお願いをいたします。

次に、219ページ以降につきましては、財産に関する調書を計上いたしております。

次に、221ページ以降につきましては、各種基金でありますとか出資金等を掲載をいたしております。その中で224ページをお願いいたします。

この中で、嘉瀬川ダム対策基金出捐金150万円につきまして、平成25年度で解散による清算が済んでおりましたが、25年度決算の調書で減額をしておりませんでした。今年度の調書で項目から今回減らしておりますので、まことに済みませんが御了承をお願いいたします。ほかにつきましては、またもってお目通しをお願いをいたします。

以上をもちまして各会計の決算概要説明を終了をいたします。御審議のほどよろしくをお願いをいたします。

○白武 悟議長

次に、議案第47号「平成26年度白石町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」説明を求めます。

○山口弘法水道課長

おはようございます。

それでは、議案第47号「平成26年度白石町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定」につきまして説明をいたします。

地方公営企業法の見直しにより剰余金を処分する場合は議会の議決が必要になったことから、本議会において地方公営企業法の第32条第2項の規定に基づき剰余金の処分の議決を受け、あわせて同法第30条第4項の規定により決算の認定を受けることとなります。

それでは、ただいまから説明いたします。

まず、1ページからの決算報告書は、予算額に対比して執行状況を明らかにするために、実質計算書に当たり消費税込みの表示をいたしております。

2ページをお開きください。

収益的収支は、事業活動に伴って発生する収益とそれに対応するための費用及び減価償却費等の現金を伴わない経費まで含めたもので、水道使用料や手数料等の利益収益が4億9,030万450円の決算となりました。また、一般会計繰入金などの営業外収益は1億861万9,506円となり、収入総額5億9,891万9,956円となりました。前年度より4,296万2,502円の増収となっております。

収益的支出につきましては、人件費や修繕費、受水費、減価償却費などの営業費用

が5億9,381万1,796円で、支出利息等の営業外費用が1,694万2,694円、退職給付引当金、賞与引当金、不納欠損処分等の特別損失が4,118万8,450円で、支出総額6億5,194万2,940円で、前年度より1億1,380万5,696円の増額となりました。

3ページをお開きください。

3ページの資本的収入につきましては、工事負担金等の資本的収入2億2,359万2,588円を計上しております。資本的支出は、建設改良費、企業債の償還金で1億2,138万3,284円を執行しております。投資有価証券受入額を引いた資本的収支において不足する分9,778万8,504円は、当該年度の資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填をしております。

4ページ以降は財務諸表を掲載しておりますが、5ページ、6ページが損益計算書で、1年間の水道事業の経営成績でありますので、消費税抜きの数字となっております。給水収益等の営業収益4億5,507万5,861円、受水費等の営業費用5億6,787万6,147円で、営業損失が1億1,280万286円となりました。

次、6ページお開きください。

営業外収益1億834万9,671円で、営業外費用1,371万6,677円を差し引きますと営業外収益が9,463万2,998円、経常損失が1,816万7,288円となっております。平成26年度につきましては、会計制度の見直しにより特別損失として退職給付引当金、給与引当金、不納欠損処分4,117万1,048円、経常損失として特別損失を合計いたしました当該年度純損失5,933万8,336円の決算額となっております。前年度繰越利益剰余金2億2,984万6,093円とその他未処分利益剰余金変動額を2億8,044万8,695円を合わせた額から今回の純損失5,933万8,336円を引きまして、当該年度未処分利益剰余金を4億5,095万6,452円といたします。

7ページをお願いします。

平成26年度の剰余金計算書であり、自己資本金20億1,656万5,623円、資本金剰余金の国庫補助金、県補助金、工事補助金負担金は、会計制度の見直しにより長期前受け金として移行処理を行っておりますので、今年度につきましては資本剰余金は0円となっております。減債積立金、利益積立金、建設改良積立金、未処分利益剰余金、その他未処分利益剰余金変動額を合わせました利益剰余金合計が11億5,460万8,592円となり、総額資本合計31億7,117万4,215円となっております。

8ページをお開きください。

8ページは、剰余金処分計算書（案）を表示しております。地方公営企業法の施行令第24条第1項の規定に基づき議会の議決による処分額は、平成26年度は純損失5,933万8,336円を計上しているために0円としております。翌年度繰越利益剰余金を11億5,460万8,592円としたいと考えております。

9ページから11ページにつきましては、貸借対照表であります。3月31日における水道会計の財務状況であります。

10ページの資産合計46億3,072万9,441円。

11ページ、負債資本合額46億3,072万9,441円の決算となっております。

12ページ、13ページにつきましては、注記を記載しております。

14ページからは事業報告になっております。

15ページから16ページにつきましては、概況の総括事項を記載しております。

17ページをお開きください。

17ページからは、議会の議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項を記載しております。

18ページをお開きください。

18ページから19ページにつきましては、26年度中に施工いたしました建設改良工事の概要を記載しております。なお、このページにつきましては、消費税込みの額となっております。

20ページをお開きください。

26年度の業務量であります。給水人口1万9,924人、給水戸数6,762戸、配水量196万3,711立方メートルで、これに対して有収水量は166万2,961立方メートルです。無収水量が30万750立方メートルとなっております。有収率は84.7%となっております。昨年より有収率を1.8%上回っております。

続きまして、21ページ。

事業収入に関する事項を記載しております。昨年より3,062万6,918円の増収となっております。

22ページをお開きください。

事業費に関する事項を記載しております。

23ページ、24ページにつきましては、重要契約を記載しております。

24ページの中段には企業債及び一時借入金の概要を掲載いたしております。本年度に償還いたしました元金が3,612万6,152円で、起債残高が5億7,720万9,469円となっております。なお、一時借入金はございません。

27ページから収益費用明細書を記載しております。

費用明細書は、2ページ、3ページの決算報告書の収益支出額の明細で、消費税額抜きで記載しております。

33ページをお開きください。

33ページにつきましては、有形固定資産明細を記載しております。

34ページは、企業債の明細書を記載しております。

以上、「平成26年度白石町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」の概要説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○白武 悟議長

ここで決算認定について監査委員からの審査報告を求めます。

○吉村秋馬代表監査委員

おはようございます。私は監査委員の吉村秋馬です。よろしくお願いいたします。

それでは、監査報告をいたします。

平成26年度の決算審査は、去る7月14日から8月7日までの10日間、議選の溝上良夫監査委員とともに実施いたしました。8月31日に町長へ審査意見書を提出したところであります。決算計数は正確に処理されていることを確認いたしました。審査した

結果として意見を申し上げます。

不納欠損処分と滞納金についてであります。平成26年度の町税の不納欠損額は343万7,906円であり、前年度より22万3,355円増加しており多額であります。税法に基づき適正な理由で不納欠損処理がなされておりますが、不納欠損は納税者の不公平感を招きかねないものであり、納税意欲を低下させかねないものであります。今後も厳正で適切な事務処理をしていただきたい。

なお、町税の収入率は前年度を上回る収入であり、町税徴収に関する職員の努力については大いに評価するところであります。今後とも町税に限らず、債権の徴収に関しては各課連携して徴収体制の強化と意識の向上を図り、差し押さえなど、法に基づいた滞納処理をされ、徴収の向上と滞納金の縮減に努められたい。

事務処理状況についてであります。各課の事務事業の達成度から今度の懸案事項などについて各課から聞き取りをし、情報の共有化を図りました。若干気づいた点を申し述べます。

長期継続契約制度の活用についてであります。機械設備の保守契約などについて、毎年随意契約がなされているものがあります。毎年繰り返すよりも長期継続契約制度の活用を検討していただきたい。

入札参加資格審査申請書の保存期間の延長についてであります。入札参加資格審査申請書が廃棄処分されていたために押印の確認ができなかったため、保存期間の延長を検討していただきたい。

次に、学校給食費の管理についてであります。学校給食費の未済額が本年は多額になっております。昨年のおよそ3倍です。督促状の送付、訪問徴収の実施などを徹底して未済額をふやさないように、課内管理の見直しなど検討していただきたい。

例月検査でもたびたび指摘しておりますが、支出の遅延、請求書等の記載不備、書類の訂正不備など、まだ初歩的なミスが見受けられるので留意されたい。上司の役割、責任の再確認などを検証され、各課に適応した方法で改善されたい。

特別会計についてであります。国民健康保険、後期高齢者医療、集落排水事業、特定環境保全、公共下水道などについては、財務処理会計計数は正確であることを確認しました。ただ、国保会計は、単年度歳入不足1億6,705万円となっております。平成25年度からの国保税率の引き上げや繰上充用金での補填により2,246万5,000円の赤字となっております。このような状況下では繰上充用金の補填が常態化してきており、今後の状況に大きな懸念を覚えるところであります。

また、集落排水場については、接続率が伸び悩んでいる地区が見られます。さらに昨年より供用開始されました特定環境保全公共下水道事業の接続も課題であります。戸別訪問などを実施され、接続率の向上に努めていただきたい。

水道事業会計についてであります。平成26年の水道事業会計決算については、決算書、関係諸帳票、証拠書類を精査し、計数の誤りはなく、正確に計上されていることを認めます。また、財務諸表も適正と認めます。

26年度の収支は5,933万8,000円の赤字であります。繰越剰余金などにより26年度の未処分利益剰余金は4億5,095万6,000円あります。また、有収率は84.7%で、前年に比べ1.8%上昇しています。今後も有収率の向上に努め、老朽管の更新や配水管

布設替え工事などの整備により、安心して飲める良質で安全な水の供給をしていただきたい。

町財政健全化については、8月21日に審査をしました結果、算定書類などは適正と認め、健全化判断比率は良好であると認められます。

終わりに、合併してから11年が経過しようとしております。今年3月に第2次総合計画（27年度より32年度までの6年間）が作成されました。基本理念である「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」、この理念にのっとり、実現のために努力をしていただきたい。

また、今後交付税が見直され、減少していくのではないかと考えられます。交付税への依存度が高い白石町にとっては大きな課題であると認識いたします。今までの行財政運営を見詰め直し、検証し、改めて全体の奉仕者として認識を新たに、町民の福祉と行政サービスの向上に努められ、町民の負託に応えるよう職務に邁進されるよう切望いたします。

以上、概略でございますが監査報告を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○白武 悟議長

暫時休憩いたします。

10時27分 休憩

10時40分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

次に、議案第48号から議案第58号までの内容説明を求めます。

○本山隆也総務課長

総務課所管分の議案第48号「白石町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

これは冒頭町長説明ありましたとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が公布されたことに伴い、住民一人一人に12桁の番号マイナンバーが交付されます。このマイナンバーのついた個人情報が特定個人情報であります。この特定個人情報について定めるため、従来の白石町の個人情報保護条例を改正するものであります。

ページを開けていただきますと、条例改正の本文が1ページから4ページまでございますが、その次に掲載しております新旧対照表で御説明させていただきますので、お開きください。

この1ページと2ページが改正条例の第1条関係です。これは特定個人情報の提供の制限に関するもので、その施行については公布の日及び平成27年10月5日としております。最初の目次の第13条の2に「請求書」を「請求書等」としたものは条文の修正をさせていただくものです。

次に、目的第1条については、個人情報の範囲が町条例と番号法で異なり、町条例

になかった特定個人情報を加えるものです。

次に、定義の第2条第7号については、特定個人情報の定義を定めたものです。12桁の個人番号をその内容に含む情報である旨を定義したものです。

次の第9条ですが、特定個人情報の利用については平成28年1月1日施行であるため、この条文から除くものです。

次の2ページをお開きください。

第9条の2の追加については、その実施期間が法律で定められた場合を除き、個人番号の入った特定個人情報を提供してはならないと規定するものです。

次に、第14条第3項の「前項」を「前2項」としたのは条文の修正を行ったものです。

3ページをお開きください。

ここまでについては、特定個人情報の提供の制限についてその改正案を御説明をしましたが、このページ右の上段中央に記載しております第2条関係につきましても、その利用についての制限や停止についての改正で、施行日についても右側、平成28年1月1日からとなっております。

第2条第8号であります。これは特定個人情報ファイルの定義について追加するものです。

次に、第9条の2第1項については目的外利用の禁止について定め、同条第2項については例外的に目的外利用ができる場合を定め、同条第3項については、目的外利用を行う場合は本人等の権利の侵害がないようにしなければならない旨を定めたものです。

4ページをお開きください。

第9条の3については、条文の繰り下がりによるものです。

次の第14条第1項及び第3項については、個人情報の開示について特定個人情報を含めたものです。

次に、第14条第4項及びその次の第17条第4項の改正については、次のページで説明いたします第22条の2が追加されることによりその適用範囲を広げたものです。

次に、第21条についてですが、個人情報の削除の請求と目的外利用の中止の請求については、特定個人情報と取り扱いが異なるため、この第21条と次の第22条から特定個人情報を除いて次の第22条の2で規定するものです。

5ページをお開きください。

第22条の2の追加については、特定個人情報を保有する実施機関により違法に取得されたり違反して提供された場合は、その特定個人情報の利用停止の請求ができる旨を規定したものです。

次の第23条から次の6ページの第28条までについては、この第22条の2の特定個人情報載の利用停止を条文に追加するものです。

次の7ページをお開きください。

第32条についてですが、特定個人情報についてはほかの法令等々との調整は行わない旨を規定したものです。

次の8ページをお開きください。

これも中央に書いてあります改正条例の第3条関係です。これについては、白石町以外の他の機関との情報連携が開始された場合に、情報のやりとりの記録について定めたものです。施行日については、欄の上段右上にございます法律の附則第1条第5号に掲げる規定の施行日となり、政令で定める日からとなりますが、その施行日についてはまだ定められていないところです。

改正案の第2条第8号については、情報提供等記録について定義したもので、ほかの機関との情報のやりとりの記録ということになります。

次の第9条の2第2項については、情報提供等記録の目的外利用は一切できない旨を定めたものです。

また、第22条の2については、情報提供等記録の利用停止の請求をすることができない旨を定めたものです。

最後の9ページをお開きください。

第26条であります。これは情報提供等記録の訂正の決定をした場合の通知先について追加したものです。

以上、改正条例の説明を終わります。改正案につきましては、本改正条例文、町の個人情報保護条例、そしてまた番号法の読みかえ等で大変御迷惑をかけますが、御審議方をよろしくお願いいたします。

○ 淵上隆文住民課長

おはようございます。

それでは、議案第49号「白石町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布されたことに伴いまして、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定める等のため、白石町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明を申し上げます。

新旧対照表の3分の1ページをお開きいただきたいと思います。右側が現行条例で左側が改正案でございます。

まず、第2条第1項中に広域住民票の写しを交付手数料1件につき200円、ただし世帯全員の写しの場合は400円とする（ひとり世帯を除く）を加えるものでございます。施行期日につきましては、公布の日から施行をするものでございます。

次に、2ページをお開きください。

同じく第2条第1項中に、通知カードの交付手数料2回目以降500円を加えるものでございます。施行期日につきましては、平成27年10月5日から施行するものでございます。

次に、3ページのほうをお願いいたします。

これも同じく第2条第1項中に、個人番号カードの交付手数料2回目以降800円を加え、住民基本台帳カードの交付手数料1枚につき500円を削るものでございます。施行期日につきましては、平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上で議案第49号の説明を終わります。

続きまして、議案が飛びますが、議案第54号「平成27年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の主な内容について御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,418万9,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ42億6,938万9,000円とするものでございます。内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税につきましては、一般被保険者分の7月時点での調定額が見込み額を上回ったため、今回4,390万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、同じく7ページの5款療養給付費交付金については、退職者医療制度に係るもので、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。現年度分退職者医療交付金として2,661万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

10款の繰入金については、国保財政の安定化のため交付税措置される法定内繰入金である財政安定化支援事業繰入金の額の確定に伴い、310万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

11款諸支出金、一般被保険者償還金及び退職被保険者償還金については、精算において返還金が生じたため、1,633万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

13款前年度繰上充用金については、平成26年度国民健康保険特別会計に歳入不足が生じていたため、平成27年度国民健康保険特別会計により繰上充用を行ってまいりました。その歳入不足額が確定をしたため、今回214万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第55号「平成27年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の主な内容について御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正は、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ60万6,000円を追加いたしまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ3億1,060万6,000円とするものでございます。内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

4款繰越金でございます。これは平成26年度決算に伴い、余剰金が発生いたしました分を平成27年度へ繰り越して精算するものでございます。前年度繰越金55万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

同じく、7ページの5款諸収入でございますが、保険料の賦課更正によります保険料の還付金及び還付加算金として5万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

8 ページをお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。41万円を計上しておりますが、これについては、平成26年度の出納閉鎖期間中に収納された保険料を佐賀県後期高齢者医療広域連合に納付する分でございます。増額補正のほうをお願いいたします。

同じく 8 ページの 4 款諸支出金、償還金及び還付加算金については、先ほど歳入で申し上げました理由により、保険料還付金及び還付加算金として 5 万 1,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、9 ページをお願いいたします。

同じく 4 款諸支出金繰出金については、事務費の精算分として 14 万 5,000 円を一般会計へ繰り出すものでございます。増額補正をお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○門田藤信生活環境課長

議案第50号「白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

この条例につきましては、佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の制定に伴い、白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する必要がありますので、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきます。

まず、新旧対照表の 2 分の 1 ページをごらんください。右側が現行、左側が改正案となっております。

第 4 条第 2 項において（以下「指定袋」という）を削除しております。これは、この条文以降において指定袋等の語句の使用がないために削除いたしております。

次に、別表第 1（第16条）関係ですが、平成28年 1 月から供用開始される佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設で一般廃棄物処理手数料が徴収されることから下線部を削除いたしております。施行日につきましては、第 4 条第 2 項に係るものが公布の日、また別表第 1（第16条）関係につきましては平成28年 1 月 1 日からとっております。

次に、2 分の 2 ページをごらんください。

別表第 1（第16条）関係ですが、現行の指定袋等の手数料金を 3 種類と分類いたしておりましたが、改正案として燃えるごみを 3 種類、燃えないごみ袋、缶専用袋、ビン専用袋、ペットボトル専用袋、粗大ごみ（シール）と 8 種類に分類して、それぞれ袋等の用途に応じた手数料金を設定いたしております。なお、燃えるごみ袋のうち特大袋を新たに追加しており、プラスチック系ごみ袋を廃止することといたしております。施行日につきましては、平成28年 4 月 1 日といたしております。

以上、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○堤 正久下水道課長

おはようございます。下水道課関連の議案について御説明をいたします。

まず、議案第51号「白石町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例につい

て」でございますが、既に供用を開始している住ノ江処理区域内において介護事業所の新規加入の相談がっておりますが、農業集落排水処理施設条例には現在事業所等の新規加入金の規定がなされていないために、追加規定をする条例の一部改正をするものであります。内容につきましては、白石町特定環境保全公共下水道条例第17条第3項の規定と同じ考え方で御提案をいたしているところでございます。

新旧対照表については、お目通しをお願いをいたします。

なお、施行日については公布の日といたしております。

次に、議案第56号「平成27年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正でございますが、既決の予算に歳入歳出それぞれ146万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,146万9,000円とするものでございます。今回の増額補正につきましては、主に平成26年度の決算に伴います前年度繰越金の確定による補正でございます。

7ページをお願いします。

歳入の補正につきましては、6款繰越金では前年度繰越金128万5,000円、7款諸収入では事業所の新規加入金18万4,000円を計上いたしております。

8ページをお願いします。

歳出の補正につきましては、歳入の全額を維持管理基金へ積み立てることといたしております。

続きまして、議案第57号「平成27年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

補正予算の予算書1ページをごらんください。

歳入歳出の補正でございますが、既決の予算に歳入歳出それぞれ446万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,746万7,000円とするものでございます。今回の増額補正につきましても、平成26年度の決算に伴います前年度繰越金の確定と、人事異動に伴います人件費の補正でございます。

予算書7ページをお願いいたします。

5款繰入金といたしまして、職員の人事異動に伴います人件費として一般会計繰入金131万7,000円、6款繰越金といたしまして前年度繰越金315万円の増額補正であります。

8ページをお願いをいたします。

歳出につきましては、総務管理費の特定環境保全公共下水道処理施設維持管理基金元金積立金及び公共下水道施設整備費の人件費の増額補正をお願いしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いをいたします。

○小川豊年学校教育課長

議案第52号「平成27年度白石町内小中学校教育用・校務用パソコン等購入契約について」御説明をいたします。

契約の目的は、平成27年度白石町内小中学校教育用・校務用パソコン等購入であり

ます。

納入場所は、有明東小学校、有明西小学校、有明中学校、六角小学校、白石小学校、北明小学校、有明南小学校でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は、消費税込みで4,482万円でございます。

契約の相手方は、佐賀市鍋島町大字森田の株式会社学映システムでございます。

入札の経過につきましては、次のページの資料をごらんください。

9業者を指名いたしまして入札会を行いました。その結果、落札金額4,150万円、これは税抜き金額でございます。落札率85.86%で株式会社学映システムが落札いたしました。9月2日に仮契約を締結したところでございます。

購入物品の内容につきましては、3ページ目の資料をごらんください。

装置項目名と学校への納入台数を一覧表にいたしております。主なものは、表の上から1行目、2行目の有明中学校のパソコン教室内のパソコンの更新、そして表の3行目の有明東小学校、有明西小学校、有明中学校の校務用パソコンの更新でございます。そのほかサーバーやプリンターの更新、教育用ソフトウェア等の導入、そして校内LANや無線LAN機器の導入となっております。また、納入した機器の初期設定やネットワーク設定、ソフトウェアのインストール作業、旧サーバーからのデータ移行作業なども含まれております。

今回の購入契約につきましては、議会へ付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に該当するため議会の議決を求めるものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○片渕克也企画財政課長

それでは、私から議案第53号「平成27年度白石町一般会計補正予算（第3号）」の概要について御説明をいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

既決の歳入歳出予算総額に4億540万5,000円を追加し、補正後の予算を140億2,727万4,000円とするものであります。

また、6ページをお開きください。

6ページにお示ししているとおり、りんりん公園の整備事業費及びパークゴルフ場の整備費について繰越明許費を設定し、次年度へ繰り越すことを計画しております。

そのほか7ページに記載のとおり、地方債の補正として過疎対策事業債と合併特例債の減額及び臨時財政対策債の増額を行っております。

各ページごとに御説明を申し上げます。なお、別紙で作成しております予算説明資料に記載のある事業につきましては、後だって担当課より説明がありますので、内容の説明は割愛をさせていただきます。

予算書の11ページをお開きください。

歳入のうちの町民税であります。所得の申告が終了しまして税額を調定したところ、所得割について3,100万円の増額補正をいたしております。また、固定資産税においては、評価替えに当たり家屋分の原価率を少し低く見込んでおりましたが、そこまで

落ちなかったということで補正をしております。なお、償却資産において民間の設備投資が顕著であったこと、また特に太陽光発電施設について課税対象施設の申告がスムーズに行われたことによる増額補正をいたしております。

次のページをお開きください。

12ページの総務費使用料については、有明貯水池の太陽光発電施設の分の補正でございます。

同じページの民生費国庫負担金の介護保険低所得者保険料軽減負担金188万7,000円及び次のページに記載しておりますが、民生費の県負担金の同じ軽減負担金でございます。これが増額につきましては、介護保険1号保険者に対する保険料軽減が拡充された分に対する国・県の公費負担見合い分の増額でございます。

予算書の15ページをお開きください。

15ページの寄附金については、既に町報等に掲載しておりますとおり、町の建設業組合及び福富中学校の卒業生有志による指定寄附でありまして、各学校の図書費に充当をさせていただいております。

同じく15ページの基金繰入金でございます。

このうち公共施設整備基金繰入金でございますが、白石駅舎の移転に伴うりんりん公園のトイレを工事委託を行うこととして、これに充てることとして計上をいたしております。また、ふるさと基金繰入金につきましては、道の駅の計画がございますが、この計画に充当をしておりました。今回一般財源に振りかえることといたしております。

16ページをお開きください。

繰越金でございます。前年度の繰越金で本年度へ財源繰り越しした残額を計上をいたしております。

条例の規定により歳出の後もってごらんいただければ結構かと思っておりますけども、歳出の19ページ、財産管理費で2分の1に相当する1億6,857万8,000円を財政調整基金に積み立てることとしております。

17ページでございます。地方債であります。

今回町道高町百貫線の改修に充当することとしていた過疎債の分と合併特例債で町道の舗装補修事業に充当することとしていた分、これを合わせて6,970万円減額をすることとしております。そのかわり臨時財政対策債の借り入れの限度額が算定ができましたので、この分を5,286万7,000円増額することとしております。地方債の詳細については、資料の8ページに記載をしております。

続きまして、歳出でございます。

歳出においては、職員の人事異動等による人件費予算の過不足について、歳出項目の全般にわたり補正をお願いいたしております。

予算書の20ページをお開きください。

予算書20ページの地域づくり推進費の積立金につきましては、増加した前年度の繰越金や町税などの一般財源につきまして、今後計画している道の駅の建設の財源として将来へ積み立てることといたしております。

同じページの13目の諸費に計上している空き家除去対策事業費補助金でございます。

空き家の除去費用に対する補助金の制度がございますが、これを拡充して特定空き家の除去を促進するため増額をいたしております。

23ページをお開きください。

選挙費につきましては、佐賀県議会議員選挙が無投票となったための執行経費の返還金を計上しております。

24ページをお開きください。

社会福祉費総務費の繰出金については、国民健康保険特別会計に対する法定繰り出しの一つであります財政安定化支援事業繰出金について、額の算出ができたために減額をするものであります。

25ページ、老人福祉の19節介護保険負担金につきましては、広域圏の介護保険事業の補正予算に基づき減額の補正をお願いいたしております。

また、飛びますが、29ページの環境衛生費の葬祭公園負担金、30ページの塵芥処理費のごみ処理センター負担金、これにつきましても同様に杵藤広域圏の補正予算に合わせて減額をいたしているものであります。

31ページをお開きください。

下水道費の繰出金につきましては、下水道特別会計の人件費相当額であります。

32ページをお開きください。

32ページの農業振興費で19節でございます。地域資源循環型土づくり推進協議会及び野菜病害虫防除残渣処理推進協議会を新たに立ち上げ、主に特産であるタマネギの病害対策に係る研究及び防止策の普及を図ることといたしております。

33ページをお開きください。

水利施設管理費の工事請負費につきましては、有明水路の除草工事について工事費の積算基準が改定されたことに伴う増額をお願いいたしております。

予算書36ページをお開きください。

道路維持費の工事請負費でございます。社会資本総合整備交付金を活用した町道の舗装打ちかえなどを行うものとしておりましたが、当初事業費ベースで1億円の予算要求をいたしておりましたが、8,000万円の割り当てとなりました。緊急を要する路線を優先的に施工することとして2,000万円の減額をするものでございます。また、舗装の打ちかえというふうなことで、地方債の適債事業に該当しない旨の指導を受けたため、合併特例債として充当していた3,900万円を一般財源へ振りかえております。

37ページでございます道路新設改良費においても、社会資本総合整備交付金による当初要望額を1億1,400万円と要求しておりましたが、予算の割り当てが7,980万円と減額されたため、継続中の中郷揚田線を優先とし、新規で要望していた高町百貫線については、緊急を要する部分を除き次年度以降に取り組むこととして今回減額いたしております。また、過疎対策事業債についても同じく減額いたしております。

38ページの常備消防費をごらんください。

19節でございます。これについても、杵藤広域圏の補正予算に合わせた今回は増額でございます。

40ページの小学校管理費及び41ページの中学校管理費の学校教育支援員の賃金でございます。対象となる児童・生徒数が当初見込みよりも増加したための追加をお願い

をいたしております。

42ページの公民館費、19節の身近なユニバーサルデザイン推進事業費補助金につきましては、太原下自治公民館が新たに追加されたものでございます。

予算書44ページをお開きください。

13節の委託料でございます。これまで給食センターの調理につきましては、日々雇用で学校調理員を採用しておりましたが、退職を希望されており、既に退職1名されております。町報やハローワーク等での募集をかけておりましたが応募者がなく、今回やむなく人材派遣会社へ委託したいということで補正をお願いするものであります。なお、勤務条件等につきましては、今までと同条件でお願いすることとしております。

以上、一般会計補正予算の概要についての説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○山口弘法水道課長

議案第58号「平成27年度白石町水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、その概要を説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

水道事業費用、営業費用の配水及び給水費、路面復旧費で2,000万円の増額補正をお願いするものでございます。水道管の布設替えを施工した箇所への舗装面はある程度の地盤沈下が想定されるために、一定期間を仮舗装とした後に本舗装を行っております。

今回補正をお願いする路線は、下水道事業でも下水道管を布設されており、本舗装を計画されておられます。上水道と下水道と重複した路線につきましては、地元に対する配慮から同時期に施工する必要があり、また下水道事業が国庫補助対象の期間が限られていることから今年度中に対応することが適切だと判断されるため、施工路線の追加による補正でございます。

なお、施工箇所につきましては、別紙に平成27年度補正予算関係の位置図というようなところでつけております。きょう別の紙ですけど、赤色で着色しておりますのが上水道の舗装路線でございます。緑色で着色しておりますのが下水道の舗装路線を示しております。ここで御注意していただきたいものは、この図面はあくまでも施工路線の位置図を示したものでございます。実際に施工するのは、全面舗装ではなく仮舗装をしている箇所だけの舗装となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

日程第4、5

○白武 悟議長

日程第4、報告第4号「平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」及び日程第5、報告第5号「只江川スポーツパークに関する報告について」は、報告者が同じでありますので、続けて報告を求めます。

○片渕克也企画財政課長

報告第4号「平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」報告をいたします。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告をするものでございます。

1 ページをお開きください。

まず、健全化判断比率でございます。真ん中に表を記載しております。表の上段が本町の数字、中段が早期健全化の判断の基準となる数値、最下段が財政再生の基準となる数値となっております。実質赤字比率につきましては、本町は算定をされません。算定した場合マイナスとなります。連結実質赤字比率につきましても同様でございます。実質公債費比率につきましては7.6%でございます。早期健全化の基準が25%、財政再建の基準が35%というふうになっております。ちなみに前年度の数値は8.3でございます。将来負担比率につきましても本町は算定されません。マイナスということでございます。

次のページをお開きください。公営企業会計に係る資金不足比率でございます。真ん中の表をごらんいただければ。

水道事業会計につきましてはマイナスの12億2,550万2,000円、農業集落排水特別会計、マイナスの223万6,000円、特定環境保全公共下水道特別会計につきましてもマイナスの435万2,000円と、いずれも資金不足からすればマイナスという、いわゆるプラスということで算定をしております。資金不足は該当はしていないということでございます。

次のページに、去る8月21日に監査委員会に対し算定の内容等について御報告を申し上げます。いずれも特に指摘すべき事項はないということで御意見をいただいております。

報告第4号については以上でございます。

続きまして、報告第5号「只江川スポーツパークに関する報告について」内容を説明をいたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、同法で言いますと第221条第3項の法人について報告をするということになってございますので、報告を申し上げます。

現在の只江川スポーツパークに対する出資の状況でございます。只江川スポーツパークの総資本金が4億6,560万円、株数で4,656株となっております。出資に対してそのうち白石町が2分の1の2,328株を出資をしております。取締役の方7名がおります。この方で2,128株、割合にしますと45.7%の資本を出資しておられます。また、一般株主20名の方がおります。合わせて200株、全体の中の4.3%の構成比率になってございます。

次に、運営状況について御報告をいたします。

報告書の1ページをお開きください。

平成26年度においても当初事業計画に基づき、毎月の定例役員会や経営改善対策委員会を行い、収益拡大のため集客への取り組み並びに顧客サービスの充実を図るとともに、経費の削減にも努められております。

平成26年度の利用実績について申し上げますと、この表の下から2段目の合計欄をごらんいただくと、年間の利用者数は1万2,748人となってございます。計画が1万2,500人ということをごさいますして、248人の計画比となっております、2%の計画を上回っておるとことをごさいます。しかしながら、対前年比から申し上げますと456人の入場減となりました。昨年の8月、長雨による影響が大きい原因と考えられます。

また、26年度の単年度の決算でございます。

決算報告書の17ページをお開き願います。

収入の部では、事業収入が計画比19万2,000円の減の4,880万8,000円、事業外収入では計画比31万7,000円増の361万4,000円となっております。収入合計におきましては5,242万2,000円となっております。

また、支出の部では、大雨被害対策用の水中ポンプの購入、常用芝刈り機購入等の支出が生じたため支出合計が5,357万7,000円となり、キャッシュフローにおいては当期収支差額が115万3,000円のマイナスとなっております。

14ページの損益計算書における当期純損失につきましては1,404万8,782円、12ページの貸借対照表における繰越欠損累計につきましては8,609万6,715円となっております。

このように平成26年度も厳しい経営状況でございましたが、去る8月27日に開催された定時の株主総会により26年度の決算及び27年度の事業計画予算が承認されたところであります。

今後の展望について申し上げます。

26年度は目標とする計画入場者数は達成いたしました。が、むつごろうカントリークラブにおいても今後も厳しい経営状況が続くことには変わりはありません。社長、支配人、役員、株主全員が一丸となって集客に努力していただくことを確認されております。そして、今年度もグリーンやフェアウエーのコース整備はもちろんのこと、バンカーや樹木の管理などに力を入れ、プレーヤーの安全管理と快適なプレーができるよう心がけるよう、社員も一層努力をされていくと考えております。

集客対策としては、広報、ホームページなどの充実と各種のコンペの計画や若い世代への呼びかけにより、町外からの集客を一層図っていくための対策にも取り組まれることとなっております。また、乗用カート、管理機械、施設設備の更新も計画しながら、利用客への一層のサービス向上につなげていくよう計画がなされております。平成27年度もその経営努力に期待をするところでございます。また、有明干拓記念公園敷地にパークゴルフ場の建設を予定しております。ニュースポーツの振興とあわせて一体的なPRをしていただくよう期待しているところでございます。

今年度も只江川スポーツパークの目的である白石町の活性化に寄与するとともに、スポーツ公園として子供から高齢者まで参加できるスポーツ等を行政、各種団体の協力、協賛を得て開催することとされております。今後一層施設の有効活用を図られるとともに、ゴルフ場の価値観を高めていただけるよう頑張っていたきたいと思うところでございます。

なお、最後になりましたが、資料の32ページをお開きください。最後でございます。

ここに記載のとおり役員の改選議案が承認をされ、株主総会後の役員会において副町長が代表取締役として選任されたことをあわせて御報告いたします。

以上、報告第5号についての報告を終わります。

日程第6

○白武 悟議長

日程第6、報告第6号「債権の放棄について」報告を求めます。

○山口弘法水道課長

報告第6号「債権の放棄について」その概要を御説明いたします。

白石町債権の管理に関する条例第17号第1項の規定により町の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定によりこれを報告いたします。

債権の名称は水道料金です。対象件数及び金額は44件、44月分ということになります。対象人数は4人、金額といたしまして29万9,300円です。放棄の理由といたしましては、破産法による放棄が1人で4,440円、死亡、行方不明による放棄は2人で26万8,660円です。徴収停止による放棄は1人で2万6,200円となっております。

以上で報告を終わります。

日程第7

○白武 悟議長

日程第7、報告第7号「平成26年度白石町一般会計継続費の精算報告について」報告を求めます。

○大串靖弘農村整備課長

私のほうから報告第7号「平成26年度白石町一般会計継続費の精算報告について」概要を御報告いたします。これは地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

次ページをお開きください。

新有明漁港地域水産物供給基地基盤整備事業の第3期工事として、平成23年度から昨年度までの4年間で施工いたしております。

次ページをお開きいただきまして、全体計画といたしまして平成23年度年割り額4億200万円、平成24年度年割り額8億9,630万円、平成25年度年割り額3億7,450万円、平成26年度年割り額5,000万円、全体計画合計といたしまして17億2,280万円、財源内訳としまして国県支出金12億5,300万円、地方債3億7,600万円、その他387万7,000円、一般財源8,992万3,000円でございます。

次、真ん中の段でございますけども、実績支出済み合計でございます。17億1,370万5,000円。財源内訳、国県支出金12億4,643万3,000円、地方債3億7,600万円、その他387万7,000円、一般財源8,739万5,000円でございます。

比較、年割り額と支出済額の差でございます。マイナスの909万5,000円。財源内訳は、国県支出金がマイナスの656万7,000円、地方債0円、その他0円、一般財源マイ

ナス252万8,000円でございます。

主な整備内容は、水域側では、昭和50年代に海岸保全事業の補償により整備された荷揚げ施設が老朽化により損傷していたため、施設を改修し、新拓側地先と有明側地先の両岸に駐車場、輸送用道路、防波堤の一体型の栈橋施設約180メートルの整備を行いました。また、漁港内の泊地に堆積していた泥土約3万9,000立方メートルのしゅんせつも実施いたしております。

陸域側では、漁港機能の安全性や快適性を高めるため、新明、新拓側の漁業施設用地への水産物輸送のための道路355メートルや、新拓橋の橋梁58メートルを整備いたしました。また、只江川護岸の新明地区側と同様に、左岸の新拓地区側にもノリ養殖のための漁具保管用地2.7ヘクタールを買収し、用地造成工事を行いました。

なお、今回の第3期の継続事業を最後として、平成14年度から平成26年度までの13年間にわたる新有明漁港の全ての事業が完了いたしました。第3期工事の17億1,400万円を含めた第1期からの総事業費は58億3,700万円でございます。

以上、報告の説明を終わります。

日程第8

○白武 悟議長

請願第2号が提出されました。

これは皆さんのお手元に配付しているものであります。

日程第8、請願第2号を議題とします。

紹介議員の内容説明を求めます。

○秀島和善議員

皆さんのお手元に6月9日付で「安保関連法案の廃案を求める意見書の採択に関する請願書」ということで提案を申し上げますけれども、この9月定例議会で審議また採択に至りましたので、この場におきましてこの請願書の提案理由を述べていきたいと思っております。この法律は、全体にわたって4点問題を指摘して提案の理由とさせていただきます。

第1に、憲法第9条第1項に違反するということ、第2に、憲法第9条第2項違反であるということ、第3に、情勢から見てこの法律が必要がないということであり、第4に、現在審議されている中でも明らかになっていきますけれども、手続にも問題があるということを指摘したいと思っております。

まず、第1点目の憲法第9条第1項違反ということでありましてけれども、戦争放棄、武力行使禁止原則に反します。集団的自衛権は、日本以外の国で起きた戦争に参加することです。どう考えても憲法第9条第1項違反です。

2番目の大きな第9条第2項違反という問題についてです。戦力不保持原則に違反します。自衛隊が憲法違反でないのは武力行使などを行わない存在だからです。その法案が成立すると、自衛隊は憲法第9条第1項違反の武力行使などを行う戦力として憲法第9条第2項に反します。また、海外で自衛隊が武力行使等をするときには交戦権も行使するので、これも第9条第2項に違反するものです。

大きな柱の3番目、必要性がないという問題であります。この法律には必要性はありません。日本を取り巻く国際情勢への変化を政府は語りますが、その客観的証明はありません。脅威をあおられると不安になり、民衆も戦争をも支持してしまうというのは歴史の教訓です。一人一人冷静に考えていく必要があるのではないのでしょうか。

最後に、手続にも問題があります。憲法は、権力者、首相などのやり放題を防ぐためのかせであります。このことを立憲主義といいます。そのかせを首相が自分で解釈の変更、解釈改憲というやり方で外すことは立憲主義違反です。また、審議不十分の中、11の法案をまとめて審議しているのに、衆議院ではたった100時間余りの審議時間でした。強行採決を断行するのは民主主義にも反します。

以上、大きな4点をこの法律の廃案を求める理由として、提案を終わらせていただきます。

○白武 悟議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

あすから一般質問となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

11時55分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年9月8日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 大 串 弘 昭

署 名 議 員 内 野 さよ子

事 務 局 長 吉 岡 正 博